

# 第53回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月29日（水曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）

場所

東京都中野区中野四丁目1番1号

中野サンプラザ 14階

クレセントルーム

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

## 株主総会にご出席いただけない場合



書面により議決権を行使くださいます  
ようお願い申し上げます。

2022年6月28日（火曜日）

午後5時40分必着

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会終了後の株主懇親会につきましては、今回は見送らせていただきます。

## 目次

第53回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	4
第2号議案 定款一部変更の件	5
第3号議案 取締役9名選任の件	7
第4号議案 監査役1名選任の件	13
【提供書面】	
事業報告	14
連結計算書類	32
計算書類	47
監査報告書	57
株主総会会場ご案内図	裏表紙

## 社 訓

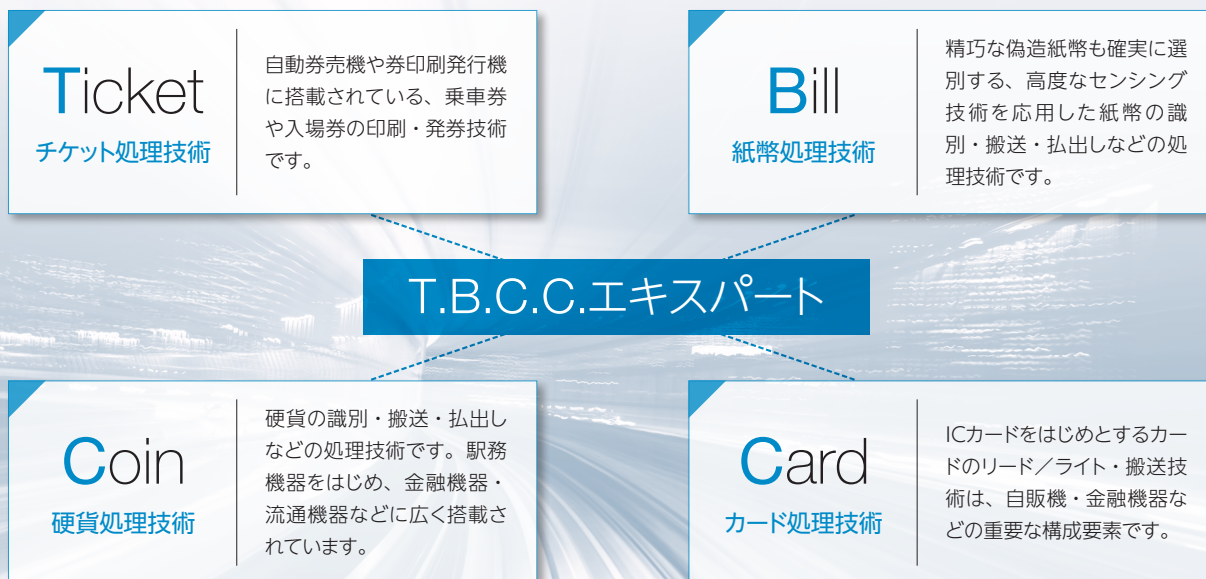
私達は、この世の中に必要不可欠な会社を創造する仲間同志である。  
限りない発展に力を合わせて挑戦しよう。

## 企業ポリシー

人間的な暖かさと優しさに配慮した技術開発を目指す「ヒューマンテクノロジー」

「技術は一部の専門家のものではなく、多くの人々に利用されてこそ技術である」という創立以来受け継がれてきた信念のもとに、コア技術となるT.B.C.C.を応用した製品開発を続けてまいりました。画期的な技術を開発しながらも、技術者だけの一方的な視点に偏ることなく、多角的な視野で製品作りを行う。それこそがヒューマンテクノロジーの原動力です。

## 事業方針



チケット、紙幣、硬貨、カード処理技術T.B.C.C.の専門家として、社会のいろいろなステージのキーとなる製品を送り出せるよう、ユニークかつがん新な技術開発を行っています。

# 招集ご通知

証券コード 6424  
2022年6月10日

株主各位

東京都中野区中央二丁目48番5号  
**株式会社 高見沢サイバネティックス**  
代表取締役社長 高見澤 和夫

## 第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され、2022年6月28日（火曜日）午後5時40分までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月29日（水曜日）午前10時
2 場 所	東京都中野区中野四丁目1番1号 中野サンプラザ14階 クレセントルーム ※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3 会議の 目的事項	<b>報告事項</b> 1. 第53期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第53期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役9名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト**（アドレス <https://www.tacy.co.jp>）に掲載させていただきます。

☞ 当社ウェブサイト：<https://www.tacy.co.jp>

高見沢サイバネティックス 検索

# 議決権行使についてのご案内

## 株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

- 開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。
- 資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

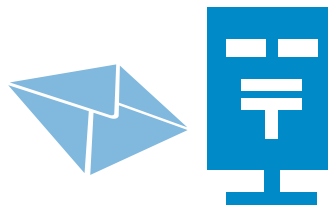


株主総会開催日時

**2022年6月29日（水曜日）**  
**午前10時（受付開始：午前9時）**

## 郵送にて議決権を行使いただく場合

4ページから13ページに記載の「株主総会参考書類」をご検討くださいますして、議決権行使書用紙に議案に対する賛・否をご表示のうえ、ご返送ください。




行使期限

**2022年6月28日（火曜日）**  
**午後5時40分必着**

株式事務（住所変更、保有株式数など）に関するお問い合わせは以下へお願いいたします。

- (1) 証券会社に口座をお持ちの株主様  
お取引先の証券会社にお問い合わせください。
- (2) 証券会社に口座をお持ちでない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

**三井住友信託銀行株式会社 証券代行事務センター**

 **0120-782-031**（受付時間午前9時～午後5時 土日休日を除く）

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 | 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は株主の皆様に対する利益の還元を経営の最重要政策の一つと認識しており、安定した経済基盤を維持するため内部留保の充実に努めると同時に、安定した配当を維持・継続していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金 12円  
総額 52,783,248円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月30日

## 第2号議案 | 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	<削 除>

現 行 定 款	変 更 案
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>第15条（電子提供措置等）            当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u>            ② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>(附則)            1. <u>定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u>            2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u>            3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案 | 取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は7ページから12ページのとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	再任 たか み さわ かず お 高見澤和夫	代表取締役社長	100% (13回/13回)
2	再任 たけ だ かず お 竹田 一雄	常務取締役	100% (13回/13回)
3	再任 はな おか しん いち 花岡 伸一	取締役	100% (13回/13回)
4	再任 たか はし とし あき 高橋 利明	取締役	100% (13回/13回)
5	再任 しも さと ゆう じ 下里 雄二	取締役	100% (13回/13回)
6	再任 ふじ まがり ひろ み 藤曲 宏弥	取締役	100% (13回/13回)
7	再任 うえ はら よし ふさ 上原 良房	取締役	100% (13回/13回)
8	新任 あさ ひ ひで ひこ 朝日 秀彦	社外取締役	—
9	新任 わた べ ひろ し 渡部 広史	社外取締役 独立役員	—



候補者番号

1

たか み さわ かず お  
高見澤 和夫

再任

生年月日

1955年11月27日

所有する当社の株式数

168,415 株

取締役会出席状況

100% (13回/13回)

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1987年7月 当社入社  
1995年6月 株式会社高見沢サービス代表取締役社長  
1996年6月 当社取締役  
1999年6月 当社取締役副社長  
2000年6月 当社代表取締役社長 (現任)  
2001年2月 株式会社高見沢サービス取締役 (現任)

取締役候補者とする理由

高見澤和夫氏は、2000年6月より当社代表取締役社長を務めており、グループ会社全4社を牽引してきた実績と、経営者としての豊富な経験及び見識を有していることから、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏を本株主総会で選任いただいた場合、引き続き代表取締役社長として選定する予定です。

候補者番号

2

たけ だ かず お  
竹田 一雄

再任

生年月日

1957年3月23日

所有する当社の株式数

6,800 株

取締役会出席状況

100% (13回/13回)

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1979年4月 当社入社  
2004年4月 当社テクニカルセンター第二技術部長  
2005年4月 当社テクニカル本部副本部長  
2007年4月 当社ものづくり本部テクニカルセンター長  
2011年4月 当社社会システム本部長 (兼) 交通技術センター長  
2012年6月 当社取締役社会システム本部長 (兼) 交通技術センター長  
2014年4月 当社取締役社会システム本部長  
2016年4月 当社取締役テクニカル本部長  
2020年4月 当社取締役品質保証本部長  
2021年5月 株式会社高見沢サービス取締役 (現任)  
2021年6月 当社常務取締役品質保証本部管掌  
2022年4月 当社常務取締役ニュービジネス推進室長 (兼) 品質保証本部管掌 (現任)

取締役候補者とする理由

竹田一雄氏は、2012年6月に取締役就任以来、営業、技術及び品質保証部門の責任者を歴任し、主に製品品質の向上に取り組んでまいりました。また、2022年4月より、これらの豊富な経験からニュービジネス推進室長として当社グループの新市場・新製品の発掘に取り組んでおります。このことから、今後の当社グループの発展に適任と判断し、引き続き、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

はな おか しん いち  
花岡 伸一

再任

生年月日

1954年1月21日

所有する当社の株式数

4,800 株

取締役会出席状況

100% (13回/13回)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1976年4月 日本国有鉄道入社  
1986年10月 当社入社  
2004年4月 当社生産本部製造部長  
2005年4月 当社生産本部副本部長  
2006年4月 当社生産本部長  
2007年4月 当社ものづくり本部生産センター長  
2008年4月 当社ものづくり本部副本部長（兼）生産センター長  
2009年4月 当社社会システム本部交通事業部長  
2011年4月 当社ものづくり本部長  
2012年6月 当社取締役ものづくり本部長  
2021年4月 当社取締役ものづくり本部管掌（現任）  
2021年5月 株式会社高見沢メックス代表取締役社長（現任）

取締役候補者とする理由

花岡伸一氏は、2012年6月に取締役就任以来、生産部門の責任者として「ものづくり改革プロジェクト」を立ち上げるなど、生産体制の改善に取り組んでまいりました。また、2021年5月より、当社一部製品の設計やリペア業務等を担う株式会社高見沢メックスの代表取締役社長を兼任し、当社グループ製品の品質向上、生産の効率化に努めております。このことから、当社グループの「ものづくり体制」構築に向けて適任と判断し、引き続き、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

たか はし とし あき  
高橋 利明

再任

生年月日

1956年9月14日

所有する当社の株式数

3,200 株

取締役会出席状況

100% (13回/13回)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1979年4月 当社入社  
2004年4月 当社特機機器本部業務部長  
2010年4月 当社社会システム本部業務センター副センター長  
2011年4月 当社社会・産業システム本部サポートセンター長  
2013年4月 当社経営管理本部管理室長  
2014年4月 当社経営管理本部企画室長  
2014年8月 当社経営管理本部副本部長（兼）企画室長  
2016年4月 当社管理本部長（兼）経営企画室長  
2016年6月 当社取締役管理本部長（兼）経営企画室長  
2018年4月 当社取締役管理本部長（兼）経営企画室長（兼）事業統括室長  
2020年4月 当社取締役管理本部長（兼）事業統括室長（現任）  
2021年5月 株式会社高見沢サービス監査役（現任）

取締役候補者とする理由

高橋利明氏は、2016年6月に取締役就任以来、管理部門の責任者として、事業計画の立案や各種制度変更に対応した社内体制の構築に努めてまいりました。この実績から、今後の当社グループの事業体制強化と企業価値向上に向けた取り組みに適任と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

しも さと ゆう じ  
下里 雄二

再任

生年月日

1961年8月16日

所有する当社の株式数

7,200 株

取締役会出席状況

100% (13回/13回)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1984年4月 当社入社  
 2008年4月 当社社会システム本部名古屋営業所長  
 2010年4月 当社社会システム本部メカトロ・特機事業部副事業部長  
 2011年4月 当社社会・産業システム本部メカトロ・特機事業部長  
 2014年4月 当社社会・産業システム本部メカトロ事業部長  
 2017年4月 当社社会・産業システム本部長  
 2018年4月 当社営業本部長  
 2018年6月 当社取締役営業本部長（現任）

取締役候補者とする理由

下里雄二氏は、入社以来、一貫して営業部門を担当しており、2018年6月に取締役就任後も営業本部長として営業体制の構築と新規市場の開拓に努めております。この豊富な経験と見識から、今後の当社グループの営業体制強化に向けた取り組みに適任と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

ふじ まが り ひろ み  
藤曲 宏弥

再任

生年月日

1960年11月7日

所有する当社の株式数

2,100 株

取締役会出席状況

100% (13回/13回)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1983年4月 当社入社  
 2013年4月 当社社会・産業システム本部テクニカルセンター第三技術部長  
 2014年4月 当社テクニカル本部テクニカルセンター副センター長  
 2016年4月 当社テクニカル本部メカコン設計センター長  
 2020年4月 当社テクニカル本部長  
 2020年6月 当社取締役テクニカル本部長（現任）

取締役候補者とする理由

藤曲宏弥氏は、入社以来、一貫して技術部門を担当しており、2020年6月に取締役就任後もテクニカル本部長として技術部門の組織体制の見直しを行うなど、設計・開発体制の強化に取り組んでおります。今後の当社独自のコア技術の深掘り、要素技術の発掘に向けて適任と判断し、引き続き、取締役として適任をお願いするものであります。

候補者番号

7

うえ はら よし ぶさ  
上原 良房

再任

生年月日

1960年5月19日

所有する当社の株式数

1,500 株

取締役会出席状況

100% (13回/13回)

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1982年4月 当社入社  
2007年4月 当社ものづくり本部テクニカルセンター第五技術部長  
2010年4月 当社ものづくり本部テクニカルセンター副センター長  
2011年4月 当社テクニカル本部テクニカルセンター長  
2016年4月 当社テクニカル本部副本部長  
2020年4月 当社T P P本部長  
2020年6月 当社取締役T P P本部長 (現任)

取締役候補者とする理由

上原良房氏は、2020年6月に取締役就任以来、当社製品の開発・試作管理を行うT P P本部長 (T P P : Test Product Projectの略) として、主に製品の設計から生産に係る期間の短縮と原価の低減に取り組んでおります。今後の当社の主力となるべく新製品・システムの開発に向けて適任と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

あさ ひ ひで ひこ  
朝日 秀彦

新任

社外取締役

生年月日

1953年1月29日

所有する当社の株式数

一 株

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1976年4月 富士電機家電株式会社 (現富士電機株式会社) 入社  
2008年4月 富士電機リテイルシステムズ株式会社 (現富士電機株式会社) 常務取締役  
2009年4月 同社取締役副社長  
2010年4月 同社代表取締役社長  
2012年4月 富士電機株式会社執行役員 (兼) 食品流通事業本部長  
(兼) 富士電機リテイルシステムズ株式会社代表取締役社長  
2013年4月 富士電機株式会社執行役員常務 (兼) 食品流通事業本部長  
2017年4月 同社特別顧問

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

朝日秀彦氏は、企業経営者としての経験を有しており、また、当社事業分野における幅広い見識も有していることから、当社の経営に適切な助言・提言をいただけると判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

9

わた べ ひろ し  
渡部 広史

新任

社外取締役

独立役員

生年月日

1962年3月6日

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1985年4月 株式会社群馬富士通（現株式会社富士通フロンテックシステムズ）入社
- 2017年5月 富士通フロンテック株式会社経営執行役インテグレーション事業本部長（兼）サービス事業本部副本部長
- 2018年4月 同社経営執行役常務インテグレーション事業本部長（兼）サービス事業本部担当（兼）フロント・バリュー事業本部担当
- 2018年10月 同社経営執行役常務サービスインテグレーションビジネスグループ長（兼）インテグレーション事業本部長
- 2019年6月 同社取締役経営執行役常務サービスインテグレーションビジネスグループ長（兼）インテグレーション事業本部長
- 2020年4月 同社取締役経営執行役常務サービスインテグレーションビジネスグループ長（兼）ビジネスマネジメント本部長（兼）インテグレーション事業本部長
- 2021年4月 同社取締役執行役員常務ソリューション・サービスビジネスグループ長（現任）

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

渡部広史氏は、当社事業分野における長年に亘る経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に適切な助言・提言をいただけると判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 朝日秀彦、渡部広史の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、朝日秀彦、渡部広史の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償の責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、渡部広史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を会社が全額負担しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

## 第4号議案 | 監査役1名選任の件

監査役浮田健氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、下記のとおりであります。

候補者	た なか <b>田中</b>	ひろし <b>寛</b>	新任
<b>生年月日</b> 1960年9月28日	<b>略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）</b>		
<b>所有する当社の株式数</b> 3,300 株	1984年4月 当社入社 2007年4月 当社経営管理本部総合管理センター知的財産部長 2012年4月 当社経営管理本部統括室総務部長 2013年4月 当社経営管理本部統括室副室長（兼）総務部長 2015年4月 当社管理本部統括室長（兼）総務部長 2017年4月 当社管理本部副本部長（兼）統括室長（兼）総務部長 2020年4月 当社管理本部副本部長（兼）統括室長 2022年4月 当社管理本部副本部長（現任）		
	<b>監査役候補者とする理由</b> 田中寛氏は、当社において管理部門の経験が豊富であり、当社事業内容に深い見識を有していることから、当社の監査・監督にあたり、適切な助言を期待できるため、新たに監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、田中寛氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償の責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を会社が全額負担しております。田中寛氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

以上

【提供書面】

# 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### 1. 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により低迷していた経済活動の一部で持ち直しの動きが見られたものの、オミクロン株の急激な感染拡大や、部材供給面での制約、原材料価格の上昇などにより、依然として厳しい状況が続きました。

この様な経済環境のもと、当社グループは、自動券売機・ICカード自動化機器等の駅務システムやホームドアシステムを中心とした「交通システム機器」、金融・汎用機器向けユニットを中心とした「メカトロ機器」、セキュリティシステム・防災計測システム及びパーキングシステムを中心とした「特機システム機器」の専門メーカーとして、鋭意営業活動の展開に注力してまいりました。

また、技術部門及び生産部門におきましては、2020年度に立ち上げた「ものづくり改革プロジェクト」の活動を継続し、引き続き「ものづくり」に関する各工程の効率化と生産品質の向上に取り組んでまいりました。

この様に諸施策を推進してまいりました結果、交通システム機器部門においてホームドアや機器の改造等が堅調に推移しましたが、自動券売機などの出改札機器の売上が減少し、それに伴う設置工事等の売上也併せて減少しました。また、メカトロ機器部門において海外向けユニット製品の売上が低調に推移いたしました。これにより、売上高は99億1千3百万円（前連結会計年度比22.2%減）となりました。

また、損益面につきましては、原価の低減及び経費の削減に努めてまいりましたが、売上高の減少により、営業利益2億4千6百万円（前連結会計年度比73.9%減）、経常利益2億1千5百万円（同76.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1億9百万円（同82.9%減）となりました。

(ご参考)

当事業年度における当社の売上高は81億9千7百万円（前期比25.4%減）となりました。各機器部門別の状況は次のとおりです。

交通システム機器部門は、ホームドアや機器の改造等が堅調に推移しましたが、自動券売機等の出改札関連機器の売上が減少したことにより、売上高は35億8千6百万円（同44.0%減）となりました。

メカトロ機器部門は、海外向けユニットが低調に推移しましたが、主に国内向け硬貨処理ユニットの売上が増加したことにより、売上高は28億2千万円（同4.3%増）となりました。

特機システム機器部門は、コロナ禍においてセキュリティシステムの需要が増加しましたが、主にパーキングシステムの売上が減少したことにより、売上高は17億9千万円（同5.1%減）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、2億3千9百万円であります。その主なものは試験用機器、金型等の生産設備及び駐輪場管理システムであります。

## ③ 資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度において、増資、社債の発行等による重要な資金調達は行っていません。



## 2. 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 50 期 (2019年 3 月期)	第 51 期 (2020年 3 月期)	第 52 期 (2021年 3 月期)	第 53 期 (当連結会計年度) (2022年 3 月期)
売 上 高	百万円 11,889	百万円 16,481	百万円 12,749	百万円 9,913
経常利益又は損失 (△)	△660	1,205	909	215
親会社株主に帰属する 当期純利益又は純損失 (△)	△486	827	642	109
1株当たり当期純利益又は純損失 (△)	△110円69銭	188円19銭	146円15銭	25円00銭
総 資 産	15,883	16,152	14,915	14,048
純 資 産	2,235	2,965	3,680	3,818
1 株 当 たり 純 資 産	508円20銭	674円15銭	836円84銭	868円07銭

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 50 期 (2019年 3 月期)	第 51 期 (2020年 3 月期)	第 52 期 (2021年 3 月期)	第 53 期 (当事業年度) (2022年 3 月期)
売 上 高	百万円 9,744	百万円 14,408	百万円 10,993	百万円 8,197
経常利益又は損失 (△)	△703	1,123	795	280
当期純利益又は純損失 (△)	△522	775	565	195
1株当たり当期純利益又は純損失 (△)	△118円82銭	176円24銭	128円67銭	44円38銭
総 資 産	13,182	13,727	12,696	12,107
純 資 産	2,395	3,049	3,593	3,801
1 株 当 たり 純 資 産	544円52銭	693円22銭	816円97銭	864円21銭

(注) 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

### 3. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社高見沢サービス	90百万円	100%	各種自動販売機の設置・保守

### 4. 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に加え、ウクライナ情勢等の影響により、部材調達の遅れや原材料価格の高騰、金融資本市場の変動など、依然として下振れリスクも存在しており、極めて厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況のなか、当社グループは、交通システム機器、メカトロ機器、特機システム機器の各部門において、次のとおり事業を展開してまいります。

交通システム機器部門におきましては、主力製品の出改札機器（自動券売機、ICカードチャージ機等）とホームドアの拡販に努めてまいります。

また、当社では、主力事業である交通システム機器の分野において、クラウド型決済対応ゲートや顔認証型ゲート、非接触タッチパネル対応自動券売機などの開発を進めるなど、引き続き新たな取り組みを行ってまいります。

メカトロ機器部門におきましては、2021年に実施された500円硬貨改鑄に続き、2024年度に予定されている新紙幣発行に伴うお客様のご要望に対応できるよう社内の体制を整えてまいります。

また、海外市場におきましては、世界51カ国、310金種に対応した硬貨処理装置「グローバルコインユニット」を主力とし、中国を中心に東南アジア、ヨーロッパ、中南米などに向けて、市場の拡大に注力してまいります。

特機システム機器部門におきましては、セキュリティシステム、防災計測システム、パーキングシステムの各事業において営業活動の強化に努めてまいります。当社では、Withコロナの生活様式において需要が増加しているセキュリティゲートのバリエーションを増やし、医療や介護施設など、当社にとって新たな分野への営業展開も進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご指導を賜わりますようお願い申し上げます。

## 5. 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは下記製品の製造・販売及びアフターサービスを行っております。

区 分		主 要 製 品
電子制御機器	交通システム機器	自動券売機、定期券自動発売機、自動精算機、 ICカード入金機、ICカード発売機（駅務用）、 券印刷発行機、ホストシステム、ホームドアシステム 他
	メカトロ機器	硬貨処理関連機器、紙幣処理関連機器、 カード処理関連機器、発券処理関連機器、 OEM製品開発 他
	特機システム機器	パーキングシステム、セキュリティシステム、 入退場管理システム、防災計測システム、 コインゲート、カード発売機、 オープン温度試験槽、各種計測器 他

## 6. 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

### ① 当 社

本 社	東京都中野区中央2丁目48番5号
営 業 所	大 阪 営 業 所 (大阪府大阪市)
	名 古 屋 営 業 所 (愛知県名古屋市)
	福 岡 営 業 所 (福岡県福岡市)
	長 野 営 業 所 (長野県佐久市)
	高 崎 営 業 所 (群馬県高崎市)
工 場	長 野 第 一 工 場 (長野県佐久市)
	長 野 第 二 工 場 (長野県佐久市)
	長 野 第 三 工 場 (長野県佐久市)
研 究 開 発 施 設	技 術 棟 (長野県佐久市)
海 外 拠 点	上 海 駐 在 員 事 務 所 (中華人民共和国上海市)

### ② 子会社

株 式 会 社 高 見 沢 サ ー ビ ス	
本 社	東京都品川区西五反田2丁目12番3号 第一誠実ビル
営 業 所	東京 (東京都)、高崎 (群馬県)、長野 (長野県)、新潟 (新潟県)、 大阪 (大阪府)、名古屋 (愛知県)、福岡 (福岡県)
事 務 所 ・ セ ン タ ー	飯田橋 (東京都)、五反田 (東京都)、津田沼 (千葉県)、横浜 (神奈川県)、 松本 (長野県)、北陸 (富山県)

## 7. 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
579名	△6名

(注) 使用人数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者は除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託及びパートタイマー等を含む）であります。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
406名	△6名	45.0歳	21.4年

(注) 使用人数は、就業人員数（当社から社外への出向者は除き、社外から当社への出向者を含むほか、嘱託及びパートタイマー等を含む）であります。

## 8. 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,140百万円
株式会社三菱UFJ銀行	930
株式会社りそな銀行	665
株式会社常陽銀行	320

## 2 会社の現況

### 1. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 14,800,000株
- ② 発行済株式の総数 4,525,000株  
(自己株式 126,396株を含む)
- ③ 株主数 1,940名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
富 士 電 機 株 式 会 社	618千株	14.06%
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託富士電機口 再信託受託者株式会社日本カストディ銀行	519	11.81
富 士 通 株 式 会 社	416	9.47
富 士 通 フ ロ ン テ ッ ク 株 式 会 社	250	5.68
高見沢サイバネティックス従業員持株会	231	5.27
I D E C 株 式 会 社	222	5.06
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	175	3.98
高 見 澤 和 夫	168	3.83
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	100	2.27
株 式 会 社 常 陽 銀 行	100	2.27
レシップホールディングス株式会社	100	2.27

- (注) 1. 「みずほ信託銀行株式会社退職給付信託富士電機口再信託受託者株式会社日本カストディ銀行」名義の株式519千株は富士電機株式会社が保有する当社株式を退職給付信託として信託設定したものであり、議決権については、富士電機株式会社が指図権を留保しております。
2. 当社は、自己株式を126,396株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### 3. 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高見澤 和夫	株式会社高見沢サービス取締役
専務取締役	岩岡 修	長野地区統括
常務取締役	竹田 一雄	品質保証本部管掌 株式会社高見沢サービス取締役
取締役	花岡 伸一	ものづくり本部管掌 株式会社高見沢メックス代表取締役社長
取締役	高橋 利明	管理本部長(兼)事業統括室長 株式会社高見沢サービス監査役
取締役	下里 雄二	営業本部長
取締役	藤曲 宏弥	テクニカル本部長
取締役	上原 良房	T P P 本部長
取締役	山本 直樹	富士電機株式会社食品流通事業本部 三重工場 工場長
取締役	木村 敦則	富士通フロンテック株式会社 シニアフェロー
常勤監査役	浮田 健	
常勤監査役	篠崎 倫夫	
監査役	田中 勝	富士電機株式会社食品流通事業本部 事業統括部副統括部長(兼)管理部長
監査役	笹木 慈夫	

- (注) 1. 取締役のうち、山本直樹、木村敦則の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役のうち、田中勝、笹木慈夫の両氏は社外監査役であります。
3. 当事業年度の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ・2021年6月29日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって、取締役辻川秀邦氏は辞任により退任いたしました。
  - ・2021年6月29日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって、監査役倉田民男氏は任期満了により退任いたしました。
4. 笹木慈夫氏は、会社経営や監査業務の長年に亘る経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役木村敦則氏及び監査役笹木慈夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社の子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

## ④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### イ. 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等について、当社の持続的かつ安定的な成長による企業価値向上を図るうえで、各々の役員が果たすべき役割を最大限に発揮するために、インセンティブの観点から業績を考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職制を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、固定報酬としての「基本報酬」と、業績を考慮した金額を支給する「業績連動報酬」により構成します。「基本報酬」は月額固定報酬とし、各取締役の役位、職責、在任年数等に応じて、総合的に勘案して決定します。また、「業績連動報酬」は、前事業年度の連結経常利益を主要な指標として年額を算出し、12ヶ月で按分した月例の報酬を毎月現金で支給することとします。

「基本報酬」と「業績連動報酬」の報酬割合につきまして、当社の過去の業績や今後の計画等を踏まえて基準となる業績値を設定したうえで、当該基準と比較して好業績となる場合に業績連動報酬の割合が増えるように設定します。



なお、社外取締役の報酬につきましては、業務執行の監督を行うその職務に鑑み「基本報酬」のみを支払います。

個人別の報酬額につきましては、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬と業績連動報酬の額の決定となります。

なお、報酬額の決定方針は、取締役会決議により決定するものとし、報酬額算出の基礎となる指標及びその範囲については、適宜、環境の変化等に応じて見直しを行います。

監査役の報酬につきましては、業務執行の監査を行うその職務に鑑み固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

#### ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第51回定時株主総会において年額1億5千万円以内（うち社外取締役は年額1千万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は2名）です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第37回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

#### ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長高見澤和夫が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しており、その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び業績連動報酬の額の決定になります。

これらの権限を委任した理由は、当社の業績や経営環境等を把握しつつ、各取締役の担当職務・職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断しているためであります。

代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議のほか、別途取締役会決議で定めた算出方針があり、また担当取締役と協議を行っていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## 二. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員員数 (人)
		基本報酬	業績連動	
取 締 役 (うち社外取締役)	86,885 (720)	55,866 (720)	31,019 (-)	11 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	18,034 (1,470)	18,034 (1,470)	-	5 (3)
合 計 (うち社外役員)	104,920 (2,190)	73,901 (2,190)	31,019 (-)	16 (5)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、2021年6月29日開催の第52回定時株主総会終結のときをもって退任した取締役1名及び監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
3. 当社は、2013年6月27日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。
- これに基づき当事業年度中に退任した取締役1名に対し6,618千円の役員退職慰労金を支給しております。
- また、当事業年度末現在における役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給予定額は、取締役4名に対し59,990千円となっております。なお、これらの金額には過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

## ホ. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、前事業年度に剰余金の配当を実施した場合に限り支給するものとし、前事業年度の連結経常利益を主要な指標として算出しています。前事業年度の連結経常利益は、16頁の「2. 財産及び損益の状況」に記載のとおりです。

## 5 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役山本直樹氏は、富士電機株式会社の食品流通事業本部三重工場長を兼務しております。なお、富士電機株式会社は当社主要株主（持株比率25.87%）であり、当社との間に製品販売等の取引関係があります。
- ・取締役木村敦則氏は、富士通フロンテック株式会社シニアフェローを兼務しております。なお、富士通フロンテック株式会社は当社大株主（持株比率5.68%）であり、当社との間に製品販売等の取引関係があります。
- ・監査役田中勝氏は、富士電機株式会社の食品流通事業本部事業統括部副統括部長を兼務しております。なお、富士電機株式会社は当社主要株主（持株比率25.87%）であり、当社との間に製品販売等の取引関係があります。

### ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活動状況及び 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	山 本 直 樹	当事業年度に開催した取締役会13回中12回に出席し、企業経営の経験や、当社事業分野における特にもものづくりに関する幅広い知見を基に発言を行い、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に貢献しております。
取 締 役	木 村 敦 則	当事業年度に開催した取締役会13回中12回に出席し、海外法人の経営者としての経験や、当社事業分野での長年に亘る経験と幅広い見識を基に発言を行い、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に貢献しております。
監 査 役	田 中 勝	当事業年度に開催した取締役会13回全て、監査役会13回全てに出席し、公正・中立な観点から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。
監 査 役	笹 木 慈 夫	2021年6月29日就任以降に開催された取締役会10回全て、監査役会10回全てに出席し、長年に亘る会社経営や監査業務の経験から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

### ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32,300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社グループの取締役及び使用人が、倫理・法令を遵守するためにとるべき行動の基準を示した「行動規範」及び「倫理法令遵守（コンプライアンス）規程」を制定する。
- ・当社の代表取締役を委員長とした「倫理法令遵守（コンプライアンス）委員会」を設置し、当社グループの取締役及び使用人を対象とした研修会を開催する等、コンプライアンス体制を構築・維持する体制を整える。
- ・業務執行部門から独立したコンプライアンス統括室は、定期的にコンプライアンス体制の監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。
- ・当社グループの取締役及び使用人は、当社グループ内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気付いた場合に、通報又は相談できる体制として、内部通報窓口を設置する。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程に基づき、その保存媒体に応じて適切に保存及び管理する。
- ・取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループ各部門の代表者で構成する「危機管理プロジェクト」を設置する。危機管理プロジェクトは、当社グループの経営に係わる全てのリスクを抽出・分析し、諸規程の整備をはじめとした対応策を検討する。検討結果は、取締役会に適時報告する。
- ・コンプライアンス統括室は、当社グループのリスク管理状況の監査を行い、業務改善に関し必要かつ適切な助言を行う。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会を毎月1回開催し、業務執行状況の監督ならびに経営上の重要事項についての意思決定を行う。また、経営方針の徹底と迅速化及び業務遂行の明確化を図るため、取締役・監査役・各事業部長・室長・センター長及び当社グループ会社の代表者で構成する経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する意思決定を行う。
- ・ 中期経営計画及び年度経営計画を作成し、当社グループの統一目標を設定する。目標達成に向け、各部門において具体策を立案・実行させ、取締役会及び経営会議にて進捗状況の管理・監督を行う。
- ・ 業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、関係会社管理規程に基づいて権限の委譲が行われ、業務の効率的運営及びその責任体制を確立する。

#### ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

- ・ 関係会社管理規程に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、適切な経営管理を行う。
- ・ 当社で月に1度開催している経営会議に子会社の代表者を出席させ、業務の状況に関する報告を受ける。また、適時重要事項の事前協議を行う。
- ・ 当社より取締役又は監査役を派遣して、子会社の運営を監視・監督及び監査し、グループの経営方針に沿って適正に運営されているか確認をする。
- ・ 当社監査役及びコンプライアンス統括室の監査は、子会社も対象として実施する。

#### ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議し、必要に応じて補助すべき使用人を指名する。

#### ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 指名された使用人は、監査役を補助する期間は監査役の指揮命令の下で行動し、その命令に関する取締役、コンプライアンス統括室長等からの指揮命令は一切受けない。
- ・ 使用人の任命・解任・人事評価等については、監査役会の同意を必要とする。

## ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

- ・ 監査役が取締役会・経営会議等の重要な会議に出席し、業務執行の状況を把握できる体制にする。また、監査役が必要と判断したときは、その求めに応じて当社グループの取締役及び使用人は書類の提出、報告を行う。
- ・ 倫理法令遵守規程に基づいて適切な運用を維持することにより、監査役への適切な報告体制を確保する。
- ・ 監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

## ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ・ 監査役は、経営の透明性と監視機能を高めることを目的として、代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。
- ・ 監査役は、コンプライアンス統括室と緊密な連携を保ち、必要に応じてコンプライアンス統括室に調査を求める。
- ・ 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- ・ 監査役がその職務の執行にかかる費用の支出を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、その費用を負担する。

## ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制システムを整備、構築する。
- ・ 内部統制システムは継続的に評価し、必要な是正を行うことで、有効かつ適正に機能する体制を整える。

## ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・ 「行動規範」において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する旨を基本方針として定める。
- ・ 不当要求や妨害行為等が発生した場合は、所轄警察署や顧問弁護士等の外部機関と連携をとり、迅速に対応できる体制を整える。



---

## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

### ① コンプライアンス

各階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修等を通して周知徹底を図り、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。

### ② リスク管理

毎月開催される危機管理プロジェクトにおいて、企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策について検討しております。

### ③ 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。

### ④ 監査役の監査体制

監査役は、監査役会で決定された監査方針、監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会、経営会議等の重要会議に出席するほか、重要な決議書類の閲覧を行っております。

また、監査役は代表取締役、コンプライアンス統括室、会計監査人との間で定期的に情報交換を行うことで、監査の実効性を高めております。

### ⑤ 内部監査体制

コンプライアンス統括室が、監査計画に基づき当社グループの内部監査を実施しております。

---

(注) 本事業報告中の記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入で表示しております。



## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>9,562,060</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,124,697</b>
現金及び預金	3,143,180	支払手形及び買掛金	1,609,217
受取手形、売掛金及び契約資産	4,217,590	短期借入金	4,420,000
棚卸資産	2,024,626	リース債務	257,853
その他	176,663	未払法人税等	80,170
<b>固定資産</b>	<b>4,486,714</b>	賞与引当金	224,241
<b>有形固定資産</b>	<b>2,805,759</b>	その他	533,213
建物及び構築物	945,075	<b>固定負債</b>	<b>3,105,793</b>
工具器具備品	373,207	長期借入金	195,000
土地	804,317	リース債務	443,910
リース資産	604,080	退職給付に係る負債	2,247,138
その他	79,078	長期未払金	63,587
<b>無形固定資産</b>	<b>57,149</b>	資産除去債務	47,366
ソフトウェア	36,077	その他	108,790
その他	21,071	<b>負債合計</b>	<b>10,230,490</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,623,805</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	448,555	株主資本	3,581,109
退職給付に係る資産	153,042	資本金	700,700
繰延税金資産	733,440	資本剰余金	722,424
その他	322,048	利益剰余金	2,254,907
貸倒引当金	△33,281	自己株式	△96,922
<b>資産合計</b>	<b>14,048,775</b>	その他の包括利益累計額	237,175
		その他有価証券評価差額金	139,945
		退職給付に係る調整累計額	97,230
		<b>純資産合計</b>	<b>3,818,284</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>14,048,775</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		9,913,795
売上原価		7,189,663
売上総利益		2,724,131
販売費及び一般管理費		2,477,716
営業利益		246,415
営業外収益		
受取利息及び配当金	8,745	
助成金収入	8,263	
その他の	15,643	32,652
営業外費用		
支払利息	47,407	
その他の	15,874	63,281
経常利益		215,785
特別損失		
固定資産除却損	5,456	
投資有価証券評価損	5,311	
減損損失	9,341	20,109
税金等調整前当期純利益		195,676
法人税、住民税及び事業税	63,240	
法人税等調整額	22,469	85,709
当期純利益		109,966
親会社株主に帰属する当期純利益		109,966

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年4月1日 残高	700,700	722,424	2,154,041	△96,922	3,480,243
会計方針の変更による累積的影響額			43,682		43,682
会計方針の変更を反映した当期首残高	700,700	722,424	2,197,723	△96,922	3,523,925
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△52,783		△52,783
親会社株主に帰属する 当期純利益			109,966		109,966
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	57,183	—	57,183
2022年3月31日 残高	700,700	722,424	2,254,907	△96,922	3,581,109

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
2021年4月1日 残高	118,765	81,905	200,671	3,680,914
会計方針の変更による累積的影響額				43,682
会計方針の変更を反映した当期首残高	118,765	81,905	200,671	3,724,596
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△52,783
親会社株主に帰属する 当期純利益				109,966
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	21,180	15,324	36,504	36,504
連結会計年度中の変動額合計	21,180	15,324	36,504	93,687
2022年3月31日 残高	139,945	97,230	237,175	3,818,284

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- |              |                              |
|--------------|------------------------------|
| ① 連結子会社の数    | 1社                           |
| 連結子会社の名称     | (株)高見沢サービス                   |
| ② 非連結子会社の名称等 |                              |
| 非連結子会社の名称    | (株)高見沢メックス<br>(株)高見沢ソリューションズ |

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないので連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社(株)高見沢メックス及び(株)高見沢ソリューションズは、当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### a. 有価証券

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### b. 棚卸資産

商品・製品……………個別原価法及び総平均法による原価法 (連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

半製品・原材料……………総平均法による原価法 (連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品……………個別原価法 (連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品……………最終仕入原価法

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

受注損失引当金……………受注案件に係る損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失発生が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて損失見込額を引当計上しております。

なお、当連結会計年度末において将来の損失発生が見込まれず、引当計上しておりません。

## ④ 退職給付に係る会計処理の方法

## a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

## b. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

#### ⑤重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの顧客への移転を、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

なお、収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項 9. 収益認識に関する注記」に記載のとおりです。

当社及び連結子会社では、交通システム機器、メカトロ機器、特機システム機器の各部門において、電子制御機器の設計、製造、販売、設置、保守等の事業を行っております。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

#### ①製品及び商品の販売（②に含まれるものを除く）

当該履行義務については、一時点で当該資産に対する支配が顧客に移転されると判断しております。

国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、主に出荷時点で収益を認識しております。なお、出荷時点で収益を認識しない国内の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

輸出取引については、貿易条件で定められた顧客への引渡時点で収益を認識しております。

#### ②製品の設計・販売及び役務の提供

当該履行義務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合については代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。また、進捗度を合理的に見積ることができない場合、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の見積りについては、その支配の移転が適切に反映される方法を採用し、類似の履行義務に一貫して適用しております。また、履行義務の充足に係る進捗度は連結会計年度末に適切な見直しを行っております。

顧客への役務の提供が契約期間にわたり均等である保守契約等については、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。また、請求金額（請求する権利）が、履行が完了した部分に対する対価の額に直接対応する場合、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

この適用により、従来、検収基準を適用していた契約については、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合で、かつ、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、回収することが見込まれる費用の額で収益を認識しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は68,488千円減少し、売上原価は31,366千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ37,122千円減少しております。また、利益剰余金の期首残高は43,682千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表

前連結会計年度において「その他」に含めておりました「退職給付に係る資産」(前連結会計年度45,382千円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

## 2. 重要な会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 (純額) 733,440千円

(繰延税金負債との相殺前の金額は 788,184千円であります。)

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

当社グループでは、将来減算一時差異に対して、予測される将来課税所得及びタックス・プランニング等を考慮し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは中期経営計画を基礎としております。

② 主要な仮定

将来の課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画における主要な仮定は、売上高の予測であります。売上高の予測は、主に顧客の需要予測を基に判断しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である売上高の予測は、見積りの不確実性が高く、売上高が変化することに伴い、課税所得の見積り額が変動することにより、繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響する可能性があります。

(注)当社グループでは、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに関しては、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づき、新型コロナウイルス感染症による営業収益等への影響は軽微であると仮定しております。

他方、新型コロナウイルス感染症が世界経済に与える影響が長期化した場合は、当社グループの製品・サービスの需要減少をもたらす、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

5,729,473千円



## 4. 連結損益計算書に関する注記

## 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

当社グループは、当社グループにて運営管理している駐輪場について、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、収益性が低下した資産グループ6件を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

地域	主な用途	種類	減損損失
埼玉県	駐輪場（1件）	リース資産	4,823千円
東京都	駐輪場（3件）	リース資産	4,367千円
その他	駐輪場（2件）	リース資産	151千円

当資産グループの回収可能価額は、使用価値にて算定しており将来キャッシュ・フローを2.04%で割引いて算定しております。

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

## (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

4,525,000株

## (2) 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	52,783	12.00	2021年3月31日	2021年6月30日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項  
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	52,783	12.00	2022年3月31日	2022年6月30日

## 6. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は主として運転資金であります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額25,767千円)は、「投資有価証券」には含めておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、支払手形及び買掛金、短期借入金、リース債務（流動負債）は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	422,787	422,787	—
(2) リース債務（固定負債）	443,910	435,934	7,975

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
株式	422,787	—	—	422,787
資産計	422,787	—	—	422,787

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務（固定負債）	—	435,934	—	435,934
負債計	—	435,934	—	435,934

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

リース債務（固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	868円07銭
1株当たり当期純利益	25円00銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

交通システム機器	4,360,391
メカトロ機器	2,813,096
特機システム機器	2,740,307
合計	9,913,795

(注)当連結グループは、電子制御機器の製造販売及びこれら付随業務の単一セグメントであります。交通システム機器、メカトロ機器、特機システム機器の各部門別の顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しております。

## (2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益は注記「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4) 会計方針に関する事項⑤重要な収益及び費用の計上基準」に従って会計処理し、製品又はサービスに関する主な収益認識方法は以下のとおりです。

当社及び連結子会社では、交通システム機器、メカトロ機器、特機システム機器の各部門において、電子制御機器の設計、製造、販売、設置、保守等の事業を行っております。

顧客との契約を識別するにあたっては、同一の顧客と同時又はほぼ同時に締結した複数の契約について、以下の①から③のいずれかに該当する場合、複数の契約を結合し、単一の契約とみなして処理しております。

- ①複数の契約が同一の商業的目的を有するものとして交渉された。
- ②1つの契約において支払われる対価の額が、他の契約の価格又は履行により影響を受ける。
- ③複数の契約において約束した財又はサービスが、単一の履行義務となる。

契約の当事者が承認した契約の範囲又は価格(あるいはその両方)の変更があった場合、当該変更を「別個の契約」又は「当初契約の変更」のいずれとして会計処理すべきなのかを判断しております。

契約に複数の財又はサービスが含まれる場合、履行義務が別個のものか否かを判断して、会計処理の単位を決定しております。

取引価格は、財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で算定しております。また、取引価格は、独立販売価格の比率に基づき、履行義務に配分しております。独立販売価格を直接観察できない場合、履行義務を充足するために発生するコストを見積り、当該財又はサービスの適切な利益相当額を加算する方法により、独立販売価格の見積りを行っております。

当社及び連結子会社では、約束した財又はサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時に又は充足するにつれて、収益を認識しております。契約における取引開始日に、履行義務のそれぞれが、一定の期間にわたり充足されるものか又は一時点で充足されるものかを判断しております。以下の①から③の要件のいずれかを満たす場合、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。

- ①顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受する。
- ②顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じる又は資産の価値が増加し、当該資産が生じる又は当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配する。
- ③顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じ、かつ、義務の履行を完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有している。

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する要件に該当しない場合、財又はサービスを顧客に移転し当該履行義務が充足された一時点で収益を認識しております。

①製品及び商品の販売（②に含まれるものを除く）

当該履行義務については、一時点で当該資産に対する支配が顧客に移転されると判断しております。

国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、主に出荷時点で収益を認識しております。なお、出荷時点で収益を認識しない国内の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

輸出取引については、貿易条件で定められた顧客への引渡時点で収益を認識しております。

②製品の設計・販売及び役務の提供

当該履行義務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合については代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。進捗度を合理的に見積ることができない場合、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識しております。

顧客への役務の提供が契約期間にわたり均等である保守契約等については、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。また、請求金額（請求する権利）が、履行が完了した部分に対する対価の額に直接対応する場合、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りについては、その支配の移転が適切に反映される方法を採用し、類似の履行義務に一貫して適用しております。また、履行義務の充足に係る進捗度は連結会計年度末に適切な見直しを行っております。

顧客との契約開始時点で、財又はサービスを顧客に移転する時点と、顧客が支払いを行う時点との間が概ね1年以内であると見込まれるため、金融要素に重要なものはありません。

## (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

## ①契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は当社及び連結子会社が顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する当社及び連結子会社の権利です。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で売掛金に振り替えられます。

契約負債は財又はサービスを顧客に移転する当社及び連結子会社の義務に対して、顧客から対価を受け取ったもの又は対価を受け取る期限が到来しているものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	4,670,755	4,031,198
契約資産	204,860	186,391
契約負債	—	—

また、過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

## ②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足の残存履行義務に配分した取引価格残高は4,107,594千円です。

未充足の残存履行義務残高は、概ね1年以内に充足される見込みです。

また、上記取引金額には、重要な変動対価の金額の見積りは含まれていません。

# 計算書類

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>8,311,555</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,070,760</b>
現金及び預金	2,617,212	支払手形	430,678
受取手形	474,166	買掛金	1,180,345
売掛金及び契約資産	3,437,797	短期借入金	3,550,000
リース投資資産	7,542	1年内返済予定長期借入金	90,000
商品及び製品	350,085	リース債務	57,039
仕掛品	640,758	未払金	245,930
原材料及び貯蔵品	682,610	未払費用	176,747
前払費用	25,737	未払法人税等	79,298
短期貸付金	30,000	賞与引当金	199,160
その他の	45,643	その他	61,560
<b>固定資産</b>	<b>3,796,011</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,235,508</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,299,436</b>	長期借入金	145,000
建物	911,822	リース債務	124,970
構築物	49,376	退職給付引当金	1,898,598
機械及び装置	76,367	長期未払金	63,587
車両運搬具	2,711	資産除去債務	3,351
工具器具備品	361,471	<b>負債合計</b>	<b>8,306,268</b>
土地	755,972		
リース資産	141,715	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>44,290</b>	株主資本	3,675,166
ソフトウェア	29,014	資本金	700,700
電話加入権	5,976	資本剰余金	722,424
その他の	9,300	資本準備金	722,424
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,452,284</b>	利益剰余金	2,348,964
リース投資資産	10,529	その他利益剰余金	2,348,964
投資有価証券	398,302	繰越利益剰余金	2,348,964
関係会社株式	103,138	<b>自己株式</b>	<b>△96,922</b>
敷金及び保証金	206,864	評価・換算差額等	126,131
前払年金費用	35,371	その他有価証券評価差額金	126,131
繰延税金資産	708,467	<b>純資産合計</b>	<b>3,801,297</b>
破産更生債権等	17,141	<b>負債・純資産合計</b>	<b>12,107,566</b>
貸倒引当金	△27,531		
<b>資産合計</b>	<b>12,107,566</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。



## 損益計算書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		8,197,888
売上原価		5,724,537
売上総利益		2,473,351
販売費及び一般管理費		2,169,079
営業利益		304,271
営業外収益		
受取利息及び配当金	8,479	
助成金収入	2,500	
その他	14,196	25,175
営業外費用		
支払利息	33,309	
その他	16,130	49,439
経常利益		280,007
特別損失		
固定資産除却損	4,891	
投資有価証券評価損	5,311	10,202
税引前当期純利益		269,805
法人税、住民税及び事業税	61,060	
法人税等調整額	13,546	74,606
当期純利益		195,198

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
2021年4月1日 残高	700,700	722,424	722,424	2,162,867	2,162,867	△96,922	3,489,069
会計方針の変更による累積的影響額				43,682	43,682		43,682
会計方針の変更を反映した当期首残高	700,700	722,424	722,424	2,206,549	2,206,549	△96,922	3,532,751
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△52,783	△52,783		△52,783
当期純利益				195,198	195,198		195,198
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	142,415	142,415	—	142,415
2022年3月31日 残高	700,700	722,424	722,424	2,348,964	2,348,964	△96,922	3,675,166

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2021年4月1日 残高	104,460	104,460	3,593,529
会計方針の変更による累積的影響額			43,682
会計方針の変更を反映した当期首残高	104,460	104,460	3,637,211
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△52,783
当期純利益			195,198
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	21,670	21,670	21,670
事業年度中の変動額合計	21,670	21,670	164,086
2022年3月31日 残高	126,131	126,131	3,801,297

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの  
時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

## (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品……………個別原価法及び総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

半製品・原材料……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品……………個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法

## (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異の処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
受注損失引当金	受注案件に係る損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失発生が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて損失見込額を引当計上しております。 なお、当事業年度末において将来の損失発生が見込まれず、引当計上していません。

#### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの顧客への移転を、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

なお、収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項 9. 収益認識に関する注記」に記載のとおりです。

当社では、交通システム機器、メカトロ機器、特機システム機器の各部門において、電子制御機器の設計、製造、販売、設置、保守等の事業を行っております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

##### ①製品及び商品の販売（②に含まれるものを除く）

当該履行義務については、一時点で当該資産に対する支配が顧客に移転されると判断しております。

国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、主に出荷時点で収益を認識しております。なお、出荷時点で収益を認識しない国内の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

輸出取引については、貿易条件で定められた顧客への引渡時点で収益を認識しております。

##### ②製品の設計・販売及び役務の提供

当該履行義務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合については代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。また、進捗度を合理的に見積ることができない場合、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の見積りについては、その支配の移転が適切に反映される方法を採用し、類似の履行義務に一貫して適用しております。また、履行義務の充足に係る進捗度は事業年度末に適切な見直しを行っております。

顧客への役務の提供が契約期間にわたり均等である保守契約等については、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。また、請求金額（請求する権利）が、履行が完了した部分に対する対価の額に直接対応する場合、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

この適用により、従来、検収基準を適用していた契約については、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合で、かつ、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、回収することが見込まれる費用の額で収益を認識しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は68,866千円減少し、売上原価は31,744千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ37,122千円減少しております。また、利益剰余金の期首残高は43,682千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 2. 重要な会計上の見積りに関する注記

### 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 708,467千円

（繰延税金負債との相殺前の金額は 738,178千円であります。）

#### (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

##### ① 算出方法

当社では、将来減算一時差異に対して、予測される将来課税所得及びタックス・プランニング等を考慮し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは中期経営計画を基礎としております。

##### ② 主要な仮定

将来の課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画における主要な仮定は、売上高の予測であります。売上高の予測は、主に顧客の需要予測を基に判断しております。

##### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である売上高の予測は、見積りの不確実性が高く、売上高が変化することに伴い、課税所得の見積り額が変動することにより、繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響する可能性があります。

(注)当社では、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りにおいて、計算書類作成時に入手可能な情報に基づき、新型コロナウイルス感染症による営業収益等への影響は軽微であると仮定しております。他方、新型コロナウイルス感染症が世界経済に与える影響が長期化した場合は、当社の製品・サービスの需要減少をもたらし、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,832,305千円

#### (2) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入債務等に対し、保証を行っております。

株式会社高見沢サービス 670,000千円

#### (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 192,560千円

短期金銭債務 251,970千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	349,143千円
仕入高	1,196,174千円
製造経費	40,808千円
販売費及び一般管理費	31,291千円
営業取引以外の取引高	9,352千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	126,396株
------	----------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、賞与引当金、棚卸資産評価損であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	富士電機株式会社	被所有 直接 25.9	当社製品等の販売	製品等の販売	61,058	売掛金	51,249

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

製品の販売価格等は一般的取引条件を勘案して決定しております。



(2) 子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社高見沢サービス	所有 直接 100	各種自動販売機の設置・保守 役員の兼任	製品等の販売	275,949	売掛金	71,323
				部材等の仕入	539,352	買掛金	145,193
				債務保証 (注3)	670,000	-	-
	株式会社高見沢メックス	所有 直接 100	当社製品等の製造 役員の兼任	部材等の仕入	428,781	買掛金	35,957
株式会社高見沢ソリューションズ	所有 直接 100	ソフトウェアの設計・開発等 役員の兼任	ソフトウェアの開発委託	212,604	買掛金	21,421	

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

製品の販売価格等は一般的取引条件を勘案して決定しております。

3. 金融機関からの借入等につき、債務保証を行ったものであり、保証料は受領しておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

864円21銭

1株当たり当期純利益

44円38銭

9. 収益認識に関する注記

・収益を理解するための基礎となる情報  
連結注記表と同一であります。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社高見沢サイバネティックス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 正 広  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 貫 一 紀  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高見沢サイバネティックスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高見沢サイバネティックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社高見沢サイバネティックス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 正 広  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 貫 一 紀  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高見沢サイバネティックスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。



- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社高見沢サイバネティックス 監査役会

常勤監査役	浮田	健	Ⓔ
常勤監査役	篠崎	倫夫	Ⓔ
社外監査役	田中	勝	Ⓔ
社外監査役	笹木	慈夫	Ⓔ

以上

# 株主総会会場ご案内図

場所

東京都中野区中野四丁目1番1号  
中野サンプラザ 14階 クレセントルーム

日時

2022年6月29日 (水曜日)  
午前10時 (受付開始: 午前9時)

## ●JRご利用の場合

「東京駅」から中央線で中野駅まで**19分**

「新宿駅」から中央線で中野駅まで**5分**

「立川駅」から中央線で中野駅まで**35分**  
(特別快速で26分)

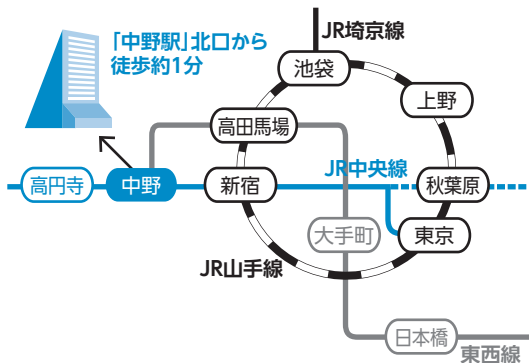
「池袋駅」から山手線 ▶ 新宿乗り換え ▶  
中央線で中野駅まで**18分**

## ●東京メトロ東西線ご利用の場合

「大手町駅」から中野駅まで**19分**

「高田馬場駅」から中野駅まで**6分**

## ●公共交通機関からのアクセス



※駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご会場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



## 新型コロナウイルスに関するお知らせ

本株主総会にご出席される株主さまにおかれましては、株主総会開催日時点での感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。